

駐車場設置事業者募集要項

令和6年1月15日

交野市が実施する駐車場設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよくご覧になり、次の各事項をご承知の上、お申込ください。

1. 公募物件

物件番号	所在地	公簿面積 (使用面積)	最低使用料 (年額)	物件概要書
2	交野市星田1丁目4887番1	148.76 m ² (109.26 m ²)	341,829 円	<u>別紙1</u>

2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

（1）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人（民法に定める一定の場合を除く。）

ウ 未成年者（民法に定める一定の場合を除く。）

エ 破産者で復権を得ない者

オ 交野市の指名停止措置を受けている者又は交野市の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者

（2）次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後3年を経過しない者を含む。）であること。

ア 交野市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 交野市が実施した競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が交野市と契約を締結すること又は交野市との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号（以下「法」という。）第234条の2第1項の規定により交野市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて交野市との契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 市税に係る徴収金を完納しており、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3 . 施設使用許可の条件

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、駐車場として使用する部分について、法 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

利用方法は駐車場（利用方法（自己利用若しくは貸付等）については問わない）に限定します。なお、道路に対して垂直に駐車する利用（串刺駐車場）は認めません。

また、建築物等は設置できません。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況などを勘案し支障がないと交野市が判断する場合は、当初交野市が設定した条件を変更しないことを前提として当初許可から 5 年以内を限度に、引き続き使用許可を行います。

③ 使用料

設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とします。

ただし、使用期間が 1 年に満たない場合の使用料の額は、年額使用料の額を日割によって算定した額とし、1 日未満のときは 1 日とみなします。算定した額に 1 円未満の端数がある場合においてはその端数金額を切り上げた額とします。

なお、年額使用料は、交野市の発行する納入通知書により、指定する期限までに、交野市の指定する金融機関にて納付してください。

④ その他の必要経費

電気引き込み、料金精算機、駐車設備等の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。

② 駐車場を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

① 料金精算機等の駐車場設備を設置された場合の維持管理については、設置事業者が行うこと。

② 料金精算機等の駐車場設備を設置された場合の故障、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、料金精算機の故障時の連絡先を明記すること。

(4) 使用許可の取り消し事由等

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。

なお、使用許可の取消しにより使用者に損失が生じてもこれを補償しません。

① 許可物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

② 上記3. の使用許可に係る条件に違反する行為があると認められるとき。

③ 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了した場合又は許可が取り消された場合は、すみやかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を交野市に請求することができません。

(6) 損害賠償

設置事業者は、駐車場設備の設置等にあたり、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置事業者の責任において、その損害を賠償しなければならないものとする。

4. 応募申込手続き

(1) 申込受付期間

令和6年1月15日(月)～令和6年2月16日(金)

(土・日・祝日を除く) 午前9時～午後5時30分

※郵送については当日消印有効

(2) 申込受付場所

交野市役所 別館1階 道路河川課管理係

(3) 申し込みに必要な書類(各1部)

① 申込書(所定様式)本市ホームページよりダウンロードしてください。

② 誓約書(所定様式)本市ホームページよりダウンロードしてください。

③ 土地利用計画平面図(縮尺1/250 任意様式)

(4) 申込手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参または郵送に

より提出すること。

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

なお、提出された書類等は返却しません。

5. 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類を審査し、必要な要件を満たしている者を選定対象とします。
- (2) 公募物件に対し、本市が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申し込みを行った者を設置事業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。
- (3) 設置事業者の決定は、令和6年2月20日（火）の予定です。設置事業者の決定後、応募者に応募物件の決定金額及び決定した設置事業者を通知します。

6. 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和6年3月15日（金）までに、下記の行政財産使用申請書を提出してください。併せて、「2. 応募資格要件」(5)に記載する税の納付の証明として、市民税又は法人市民税の納税証明書と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3ヶ月以内のものに限る。）を提出してください。

<行政財産使用許可申請提出書類>

- ① 行政財産使用申請書（指定様式）
- ② 土地利用計画平面図（縮尺1/250　任意様式）
- ③ 証明書類（発行日から3ヶ月以内のもの）

<法人の場合>・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、納税証明書

<個人の場合>・・・印鑑登録証明書（市町村発行）、身分証明書、納税証明書

7. 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかつた場合
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合

8. その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

■募集に関する問合せ先

交野市都市整備部道路河川課管理係

電話：072-892-0121（代）